

## 参考2. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則（戸建て住宅充電用コンセント）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則  
（戸建て住宅充電用コンセント）

制定 令和8年3月30日

（趣旨）

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金（戸建て住宅充電用コンセント）（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第4条第2項に定める補助対象経費に係る充電用コンセント承認の手続についてもセンターが別に定める。

（用語）

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

（交付の対象の公表）

第3条 交付規程第5条第2項に基づき、別表1に補助金の交付の対象となる充電用コンセントを公表する。

2 交付規程第4条第3項に規定する補助対象経費に係る設置工事費の項目はセンターが別に定める。

（補助金の交付申請）

第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に指定する申請期間は別表2のとおりとする。

2 交付規程別表2に規定する申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは別表3のとおりとする。

3 交付規程第6条第2項第一号に定める一つの工事とは、原則、同一施設に属する駐車場に充電用コンセントを1基設置する工事をいう。

4 交付規程第6条第2項第九号に規定する「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電用コンセントをいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電用コンセントをいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。

5 交付規程第6条第2項第十号に定める工事の施工開始とは、充電用コンセントに係る搬入や充電用コンセント設置のための基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。

6 申請者は、交付規程第17条第1項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の

各列記事項に定める項目に関し了承を得た上で手続代行を依頼し、センターへ手続代行者を届けなければならない。

- 一 手続代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きの一部を代行すること。
- 二 手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
- 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の通知先に関しては、全て申請者となること。
- 四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第24条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 交付規程第5条第3項に規定するセンターが別に定める補助金交付額の算定は、補助対象経費である設備の購入費と設置工事費を合算して行う。ただし、交付規程第7条第3項の規定による補助金交付決定通知書により交付した内容に対して、交付規程第11条第1項の規定による実績報告にて報告された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 申請者が申告する充電用コンセントに係る購入価格及び設置工事費を合算した額に交付規程別表1に示す補助率を乗じた額と、別表1に定める補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。

(交付の決定等)

第6条 交付規程第7条第2項に規定するセンターが別に定める交付の決定を行う期間は別表2のとおりとする。

(計画変更の承認等)

第7条 センターは、交付規程第7条第4項に規定する交付申請に係る事項の修正、同条第5項に規定する条件の付加、同第9条に規定する計画変更の承認及びその他の理由により、当初の交付申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 申請者は、交付規程第9条第1項の計画変更をしようとするときに、別表4にセンターが定める軽微な変更を行う場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。
- 3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。
- 4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更の申告をもって承認する。

(実績報告等)

第8条 交付規程第11条第1項に規定するセンターが別に定める実績報告の提出期限日は、別表2のとおりとする。

- 2 交付規程第6条第2項第十三号に定める充電用コンセントの設置完了とは、補助対象経費に係る充電用コンセントを稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。

- 3 交付規程別表2に規定する実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。

(取得財産の管理等)

第9条 交付規程第15条第2項の取得財産の保有義務期間を別表5のとおり定める。

- 2 交付規程第15条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表6のとおり定める。

(財産処分の制限等)

第10条 交付規程第16条第2項に規定する取得財産の処分を制限する期間を別表5のとおり定める。

- 2 センターは、交付規程第16条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返還を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返還を求めないものとする。

- 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
- 二 その他センターが特に認める場合。

- 3 前項において、センターが補助金の返還を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、当該返還額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。

- 4 補助金の交付を受けた者が、交付規程第15条第2項に定める保有義務期間に交付規程第16条第1項において処分を制限されていない取得財産の処分をするとき又は処分を制限された取得財産を同規程第16条第3項に規定された処分に該当しない処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(予算の執行に関する措置)

第11条 交付規程第21条第2項に規定する交付の申請期間の見直しに関する必要な事項を次の各項に定める。

- 2 センターは、交付規程第6条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えると予想される場合又はその他不測の事態が想定される若しくは発生した場合は、交付の申請期間を短縮し、交付申請の受付を中止することができるものとする。

なお、この場合には、センターのホームページ上であらかじめ周知するものとする。ただし、申請受付残日数を考慮し、予告の是非判断は経済産業省の指導のもとセンターが行う。

- 3 交付の申請期間内に交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えた場合は、到着日より先着順位を設定し、予算額を越えた時点で交付申請の受付を終了する。

なお、交付申請の到着日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

- 4 センターは、交付規程第6条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める申請期間を超えて、交付申請を受付することができるものとする。

なお、この場合には、センターのホームページ上で交付の申請期間を延長することを告知する。

5 第3項の規定は、前項の延長を行った場合において準用する。

6 センターは、第2項の交付の申請期間の短縮及び受付の中止並びに第4項の交付の申請期間の延長を行う場合は、センターが別に定める予算額の範囲により、事業ごとに交付申請の受付期間を見直すことができるものとする。

#### (審査委員会)

第12条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、経済産業省に提出する交付規程の審議、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、第1条に基づく補助対象経費に係る充電用コンセント承認の手続きの制定及び変更、交付規程第4条第2項に基づく補助金対象経費に係る充電用コンセントの承認等、その他補助金の交付業務に係る重要な事項等について、当該審査委員会の審議を経なければならない。

#### (様式)

第13条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式J01から様式J32のとおりとする。

#### (附 則)

1. この実施細則の制定は、第12条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（令和8年3月30日）から適用する。

(別表1) 補助金の交付の対象となる型式

対象となる充電用コンセントはセンターホームページにおいてご案内いたしますので、参照してください。センターが承認した充電用コンセントが追加された場合は、順次センターホームページも更新します。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

センターホームページの掲載フォーム

メーカー名	区分	型式	出力	充電口数
	種別			

(別表2) センターが定める期間等

交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告期限日 (注1)
令和8年 3月31日(火) ～ 9月30日(水)	令和8年 4月～11月中旬	令和9年 1月29日(金)

注1. 詳細な日時や時間はセンターが別に定める。

(別表3) 交付申請・実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>●交付申請時</p> <p>①充電用コンセントを設置する土地を所有していない場合は、土地の利用及び充電用コンセント設置の許諾を証する書類</p> <p>②その他必要に応じてセンターが定めるもの</p> <p>●実績報告時</p> <p>①充電用コンセント代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電用コンセントの本体価格等の内訳が記載されているもの）</p> <p>②その他必要に応じてセンターが定めるもの</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別表4) 軽微な変更

変更項目	変更内容
1. 工事内容の変更	①充電スペースの変更 ②充電用コンセントを同一敷地内で移動 ③その他センターが認める変更
2. 工事内容に関わらない変更	①申請者の住所変更（現住所から設置場所への移転に限る。） ②充電用コンセント設置場所の地番から住所表示等への変更

(別表5) 取得財産の処分を制限する期間

対象となる取得財産	保有義務期間	処分を制限する期間※
充電用コンセント		設置完了日から5年

(※処分を制限する取得財産は取得価格が単価50万円以上のものを対象とする。)

(別表6) 取得財産の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。

1. 充電用コンセントや同コンセントの設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産の撤去などが求められた場合。
2. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。